

郵政民営化に関する意見

一般社団法人 第二地方銀行協会

私どもは、予ねてより、郵政民営化法の基本理念（「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等）を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、ゆうちょ銀行について、バランスシートの規模の縮小、公平な競争条件の確保および利用者保護の徹底等が重要であると申し上げてきました。

今般、郵政民営化委員会から示された以下の事項に係る意見募集に関し、私どもの意見を申し上げます。

1. これまでの郵政民営化に対する評価・今後の期待

＜株式の売却＞

- 足許では、政府が保有する日本郵政株式の保有割合（議決権ベース）は約 36%（法律上 1/3 超の保有義務あり）となっております。また、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式の保有割合は約 49%に低下しており、株式の全部処分に向けて一定の進展が見られております。

こうした中、2026 年 6 月、改正郵政民営化法（以下、「改正法」）が成立し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式について、「その全部を処分することを目指し、（中略）できる限り早期に処分する」との本則は存置しつつも、特例として、当分の間、日本郵政に 3 分の 1 超の保有義務を課することが規定されました。

ゆうちょ銀行に政府の間接出資が残る間は民間金融機関との公平な競争条件が確保されない状態であり、当分の間、こうした状態が継続するものと考えております

- なお、改正法では、上記特例が設けられたものの、ゆうちょ銀行の完全民営化の方針に変更はないと理解しております。引き続き、できる限り早期に、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の全株式処分に向けた取組みが着実に進むことを期待しております。

この点、2021 年 4 月の郵政民営化委員会意見（「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する民営化委員会の意見」）においても、「金融二社株式の処分を進めるとともに、処分の時期・量について説明責任を

果たす必要がある」とされており、全部処分に向けた道筋が具体的に示されることを期待します。

２．ゆうちょ銀行に課せられた「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響

（１）上乗せ規制

- 郵政民営化法においては、ゆうちょ銀行の完全民営化までの移行期間において、民間金融機関との適正な競争関係に配慮する観点から、いわゆる上乗せ規制が設けられていると理解しております。

改正法では、３年毎に上乗せ規制の在り方を検証するとされておりますが、同規制は完全民営化に向けた移行期間の措置として定められたものであり、また、改正法において政府の間接出資が当分の間残ることが規定されたことを踏まえると、安易に上乗せ規制が緩和されるべきではないと考えます。

（２）新規業務

- ゆうちょ銀行は、これまで、「フラット 35 の取扱い」や「投資一任契約の締結の媒介業務」等について認可を得、それぞれサービスを開始しております。当業態では、公平な競争条件が確保されていない中での新規業務の取扱いは認められるべきではないと主張し、これら新規業務の認可申請に関し、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が業容を拡大することの是非をはじめ、不正防止策、顧客本位の取組みの定着状況等について十分な検証が必要である旨を指摘いたしました。

この点、認可申請に対する郵政民営化委員会の意見においても、ゆうちょ銀行の業務遂行能力・業務運営態勢、利用者保護やリスク管理の取組について、継続的に確認することを関係当局に求め、その結果を同委員会に報告するとされており、適切なモニタリングが継続的に行われているものと認識しております。

- 足許では、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合が 50%を下回り、新規業務は認可制から届出制に移行しておりますが、届出制移行後も「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」と法律上規定されております。この点、政府の間接出資が当分の間残り、民間金融機関との公平な競争条件が確保されていない状況においては、安易な業容拡大は適切ではないと考えます。まずは、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが必要であると考えます。

- ゆうちょ銀行の貯金残高は約 186.1 兆円と、現時点においても、当業態 34 行の預金残高合計（2026.3 末／71.5 兆円）の 2.5 倍の規模を有しております。政府の間接的な出資が残る巨大なゆうちょ銀行が、公平な競争条件が確保されないまま、万が一、貸出業務等に参入した場合には、地域金融機関の収益環境に影響を及ぼし、その結果、地域金融機関における地域経済活性化に向けた取組み（地域金融力）にも影響を及ぼすことが懸念されます。

（３）預入限度額

- 預入限度額については、2019 年 4 月に通常貯金と定期性貯金の預入限度額が、それぞれ 1300 万円に引き上げられましたが、政府による間接的な出資が残り、完全民営化に向けた道筋が示されない中で、引き上げが行われたと考えています。
- 預入限度額規制は、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた移行期間の措置として定められたものであり、改正法において政府の間接出資が当分の間残ることが規定されたことを踏まえると、限度額の引上げは検討されるべきではないと考えます。この点、民間金融機関は、「金利ある世界」において、貸出原資となる安定的な預金調達を重要な経営課題と位置づけており、公平な競争条件が確保されないまま、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間で過度な競争を招く事態となれば、結果として、地域金融機関による地域への円滑な資金供給にも支障が生じるのではないかと懸念いたします。

３．その他

- 少子高齢化・人口減少が進む中、地域経済の持続的な発展は喫緊かつ重要な課題となっております。この点、地域社会発展への貢献を使命とする地域金融機関は、地域金融力の強化に取り組んでいるところ、ゆうちょ銀行においても、公平な競争条件が確保された下で、民間金融機関との連携・協調を通じて地域経済に貢献することを期待いたします。

< 結び >

郵政民営化委員会および関係当局においては、私どもが申し上げてきた基本的な考え方も踏まえて、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化に向けた深度ある審議・検討が、引き続き行われることを強く希望いたします。

以 上